

2025年3月10日

連絡先:

金杜法律事務所上海オフィス

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)

中国上海市徐汇区淮海中路 999 号

上海環貿広場 1 期 17F

malirong@cn.kwm.com

D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

最高人民法院、『質の高い裁判サービスによる科学技術革新の保証に関する意見』を発表

先日、最高人民法院は記者会見を開き、『質の高い裁判サービスによる科学技術革新の保証に関する最高人民法院の意見』（以下『意見』、[リンクはこちら](#)）を発表した。『意見』は、課題解決と価値に重きを置く姿勢を堅持し、科学技術革新に関係する裁判における突出した問題に焦点を当て、全体的な要件、法に基づく科学技術革新成果の保護の強化、革新主体の保護、革新行為の保護、法治の下での科学技術革新の国際化市場環境の構築、司法保護制度の構築など6つの面から、計25条98項目の実際的且つ実行可能な政策・措置を明確に示している。刑事、民事、行政の三大裁判領域を全面的に網羅し、司法政策、裁判ルール、制度機構、チーム編成など複数の次元から明確な要件を示しており、その主な内容には以下のものが含まれる。

- 革新性が高く、技術革新に対し画期的で且つ推進力となる作用を有する開拓的な発明、最初の革新については、法律に従い、より強力な保護、より広い保護範囲、より高額な侵害賠償額を通じて、最初の革新力の強化を支援する。一般的な革新性を有する発明・創造については、均等侵害の適用条件を適切かつ厳格に把握し、専利保護範囲の不当な拡大を避けるとともに、革新の余地を狭めたり公共の利益を損なったりすることがないようにする。民事権利とパブリックドメインと

の法的境界を合理的に定め、権利者の正当な権利と利益を保護し、発明・創造を奨励するとともに、パブリックドメインに不当に侵入して科学技術の革新を妨げることがないようにする。

- 発明、実用新案の専利に対し授権する際の新規性の基準を厳密に把握する。発明または実用新案の専利出願の請求項については、従来技術または拡大先願の関連技術内容と個別に比較するものとし、組み合わせで比較することは行わない。専利出願にかかる発明・創造が、緊急事態または非常事態などの公共の利益を理由として出願日の6ヶ月前に先に公開された場合は、法に従い、新規性を失っていないものと認定すべきである。技術的解決手段そのものに従来技術と異なる点があり、その区別的な技術的特徴により商業的成功が達成されたことを証明する証拠がある場合は、創造性を有すると認定することができる。専利の書類作成における客観的な限界を十分に考慮し、専利出願書類の開示の範囲内で、確かに創造性を有する発明・創造が可能な限り専利権を取得できるようにし、専利出願人が取得する権利がその技術的貢献に相応しいものとなるようにする。
- 法に従い知的財産権侵害に対する賠償を強化し、証拠に関するルールと経済分析手法を合理的に適用して、侵害によって生じた市場の損害を確定、補償、回復し、権利者が十分な賠償を得られるよう確保する。法定賠償については、厳格に審査し、慎重且つ周到に適用する。決定または酌量された侵害による不利益、侵害による利益、または参照となるライセンス料により賠償を算定できる場合は、単純に法定賠償を適用することは適切ではない。被疑侵害者が公表した事業規模、当事者間で合意した損害賠償額などは、侵害に対する賠償額を裁判所が決定する際に重要な参考資料となり得る。懲罰的損害賠償の適用を強化し、法に従い権利者からの懲罰的賠償の請求を支援する。権利者が侵害により実際に被った損失や、侵害者が侵害により得た利益の正確な算定が困難で、且つ参考となるライセンス料が存在しない場合には、報告された証拠に基づいて懲罰的損害賠償の基準を合理的に推定し、被疑侵害者の主観的な悪意、侵害の手段、侵害行為の規模、結果などの要素を総合的に考慮して賠償の倍率を決定し、懲罰的賠償による抑止作用を十分に発揮させることができる。

専利局の復審および無効審理部：質の高い審査と質の高い創造を目指すものが同じ

国家知識産権局専利局の復審および無効審理部（以下、「復審無効部」）は、「知的財産権保護の強化と、新たな質の生産性の発展促進」をテーマに第11回革新主体交流イベントを開催した。イベントにおいて、復審無効部は、新分野や新業態の発展における専利保護のニーズ、専利の復審・無効審理の実務における注目点や難題について情報共有を行い、企業、代

理機構などの知的財産権に関わる実務者と十分な交流を行い、幅広い好評を得た（[リンクはこちら](#)）。その主な内容は以下のとおりである。

- 統計によると、復審無効部は2024年、計97,100件の復審請求と9,100件の無効審判請求を受理しており、このうち無効審判請求の立件件数は前年比4%増であった。こうした事態に直面して、無効審判部は、総括的な管理を強化し、審理の仕組みを継続的に最適化し、事件審理の質と効率を絶えず向上させ、復審および無効審判審査業務の全体的な運営が安定するよう確保している。
- データによると、2024年に決着した復審案件数は57,700件であり、合議審査の平均期間は4.4か月で、2023年より0.3か月短縮された。無効の決着件数は9,500件で、前年比で23.8%増加し、終了までの平均期間は5.9か月で、長年にわたって低いレベルで安定した運営を維持している。また、同部門はさらに、業務指導、質の保証、および審査に関する研修などの各パートの効果的な連携を通じて、審査能力の構築を継続的に強化し、専利審査の質の向上を推進している。
- 同部門は、重大事件に関する専門委員会を新たに設置し、業務指導を行うための基準、プロセス、ルールをさらに整備した。2024年、同部門は、重大で判断が難しい案件を適切・慎重且つ周到に処理するために、専門家による合同審査を10回以上組織した。また、各技術分野から出された20件以上の業務指導要請について専門家を招集して討論を行い、指導的意見を取りまとめた。これに基づき、「双方代理の禁止」の理解と適用、無効審判手続きにおける信義誠実の原則の適用など複数の問題について、同部門による指導事例が10件以上作成され、発表された。

事例

〇〇 [最高人民法院の知的財産法廷：技術秘密の機密性の判断基準は、専利の新規性や創造性の判断基準とは異なる](#)

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は先般、浙江省の春某動力株式会社（以下、「春某公司」）が賽某科技有限公司（以下、「賽某公司」）、徐氏、李氏を訴えた技術秘密侵害紛争に対し、二審判決を下した。最高院は一審の判決を取り消し、賽某科技有限公司、徐氏、李氏に対し、経済的損失150万元と合理的費用20万元を浙江省の春某動力株式会社に共同で賠償するよう命じた。

春某公司是、1989年設立の国家級ハイテク企業である。春某公司是、全地形対応車に関し複数のプランを独自に開発・完成し、大量の図面データを作成するとともに、複数のテスト車を製作した。技術主管であった徐氏と李氏の二人は、春某公司の全地形対応車の完成車に関する研究開発プロ

セス全体に関与していた。二人は、春某公司を退職したその月に賽某公司の関連会社に入社し、4か月後、賽某公司の設立後に直ちに賽某公司に入社しており、退職後5か月を待たずに、春某公司の研究開発成果について賽某公司の名義で実用新案専利（以下、「本件専利」）を出願した。本件専利が授権されて公開された後、春某公司は、賽某公司与当該元従業員2名が春某公司の技術秘密（以下、「本件技術秘密」）を侵害したと考え、賽某公司、徐氏、李氏に対し、経済的損失と合理的な費用を共同で賠償するよう要求した。本件専利は、第一審の審理中に、第三者による無効審判請求により全部無効が宣告された。

蘇州中級人民法院は第一審で、春某公司が主張する本件技術秘密の5つの機密事項は秘密性を備えていないと判断し、春某公司の請求を棄却する判決を下した。春某公司は一審判決を不服として上訴し、同社が実際に被った損失と、侵害により賽某公司が得た利益を確定することは困難であると主張し、法定賠償を適用して賠償額を決定するよう求めた。

最高院は二審において次のような認識を示した。特定の技術情報が秘密性を備えるかどうかを判定する基準は、専利の新規性や創造性を判定する基準とは異なる。従来技術と比較して当該専利の技術的解決手段が出願日（または優先権日）時点で新規性または創造性に欠けていたとしても、そのことは、被疑侵害行為が発生した時点で、当該技術的解決手段によって具体化された技術情報が既に当業者に一般的に知られていて、容易に入手可能であったことを必ずしも意味するものではない。本件において、関係する技術情報は主に本件専利の明細書の具体的な実施の形態および図面に記載されているが、本件技術秘密については、本件専利の請求項にその一部内容が具体化されているにすぎない。したがって、本件専利の無効決定において、本件専利の請求項が新規性、創造性を備えるか否かの判断は、関係技術情報が秘密性を備えるか否かについての本裁判所の判断に必ずしも影響を与えない。

比較した結果、賽某公司が提出した証拠によれば、春某公司が主張する機密事項2～4の内容は既に開示されているが、機密事項1の内容は明確には開示されておらず、機密事項5の内容も開示されていない。機密事項5は、機密事項1～4を組み合わせて応用したものである。賽某公司が提出した証拠によれば、機密事項1～4のすべての技術情報を開示した従来技術は1つもない。機密事項1～4の組み合わせおよび応用は、単なる情報の積み重ねではなく、一定の商業的価値を持つ有機的な塊を構成するものである。これは春某公司が研究開発によって得たものであり、一定の努力と犠牲を伴わずに他者が直接入手できるものではない。したがって、機密事項5は、当業者に一般的に知られた入手が容易なものではなく、機密性を有する。

本件において、徐氏と李氏は守秘義務に違反し、春某公司での在職中に二人が習得した本件技術秘密を賽某公司に漏洩し、且つ賽某公司が当該技術秘密について専利出願することを許可した。賽某公司は徐氏と李氏の上記行為を明らかに知りながら、本件技術秘密を入手し、出願人として本件技

術秘密の内容について本件専利を出願し、本件専利はその後授權されて公開された。本件専利は賽某公司が出願したが、本件専利の発明者は徐氏と李氏となっており、本件専利の出願には、徐氏と李氏の緊密な協力が不可欠であった。また、徐氏と李氏には共同侵害の過失がある。したがって、賽某公司、徐氏、李氏の行為は、共同侵害に該当し、共同侵害行為について連帯賠償責任を負うべきである。

二審の事件番号：(2022)最高法知民終2501号 判決については[こちら](#)の[リンク](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本件において最高院は次の点を明確に指摘した。特定の技術情報が秘密性を備えるかどうかを判定する基準は、専利の新規性や創造性を判定する基準とは異なる。従来技術と比較して当該専利の技術的解決手段が出願日（または優先権日）時点で新規性または創造性に欠けていたとしても、そのことは、被疑侵害行為が発生した時点で、当該技術的解決手段によって具体化された技術情報が既に当業者に一般的に知られていて、容易に入手可能であったことを必ずしも意味するものではない。この判断は、技術情報が営業秘密としての秘密性を備えるかどうかを正しく理解し把握するために参考となる一定の価値を有する。